

長野県看護大学 大学評価(認証評価)結果について

1 評価機関

公益財団法人 大学基準協会

2 実施年度及び現地調査日

平成30年度(2018年度) 実地調査日 平成30年10月29日、30日

3 評価結果(平成31年3月12日付け)

(1) 判定

2018(平成30)年度大学評価の結果、長野県看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019(平成31)年4月1日から2026(平成38)年3月31日までとする。

(2) 総評

長野県看護大学は、長野県が設置する大学として、「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授する」という目的を達成すべく、「豊かな人間性と幅広い視野を養う」「看護専門職者として社会に貢献できる能力を養う」「看護実践における課題の究明に取り組む能力を養う」を教育目標とし、看護学部及び看護学研究科による教育研究活動を展開してきた。2014(平成26)年には、「学部教育の充実」「大学院教育の強化」等の4分野に関する目標を定めた中期構想を策定し、それに基づいた諸施策に取り組んでいる。こうした取組みを踏まえて、教育においては、「人間理解の基礎科目」及び「看護専門科目」からなる教育課程を編成して充実を図っており、大学院においては遠隔講義システムを整備するとともに、里山・遠隔看護学分野を設けるなど大学が所在する地域性を踏まえた取組みを展開している。さらに、教育と連携した地域貢献に注力しており、すべての専任教員が研究員として所属する「看護実践国際研究センター」を中心に、研究をはじめとする看護専門職のキャリア教育や社会貢献・国際交流などの多岐にわたって教育研究の成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。なかでも、高齢者水中運動講座プロジェクトを学生の実習と連携して継続的に開催していることは、特長的な取組みとして高く評価できる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。教育においては、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の整備が不十分であり、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に明示した学習成果を把握・評価するための指標の開発についても十分とはいえない点があげられる。また、教育を支えるための環境整備として、ネットワーク保守のための担当がおらず、事務職員についても、県の職員の定期的な人事異動が行われるなかで、大学の職員としての専門性を涵養するスタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)活動が行われていないなどの課題がある。さらに、教育研究等の質を大学自らが保証し、取組みの改善を図っていくための内部質保証について、「評価委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、その権限や責任の範囲については明確に規定しておらず、教授会等との組織との関係もあいまいであるため、内部質保証システムを整備しているとはいえない。

今後は、内部質保証システムを整備したうえで、大学の設置目的及び教育理念に基づく諸活動の方針を策定し、その方針に基づいて全学的な観点から組織的に点検・評価を行い、その結果から改善・向上に向けて取り組むことが求められる。また、大学自らが設定した中期構想を達成するための方策等を検討し、教育理念の実現に向けて主体的な大学運営のもと取り組んでいくことを期待したい。

4 今後の対応について

評価結果により指摘された改善課題については、評価結果通知後、3年経過後の7月末までに改善状況をまとめた報告書を(公財)大学基準協会に提出することとなる。

今回の大学評価の改善報告書の提出は令和4年(2022)年7月末が提出の期限となっている。

そのため、評価結果については、教授会等の組織を通じて、学内で結果を共有するとともに、それぞれの改善事項については、教授会の委員会等、担当する組織を決め、検討を開始している。

また、入試制度改革、看護基礎教育の見直し等大学を取り巻く環境が大きく変化していくことから、このような点も踏まえ、対応していく。

(参考)

①大学評価制度について

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受ける制度。

○ 評価の内容

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

○ 評価は、各認証評価機関(大学が選択する。)が定める評価基準に従って実施

○ 学校教育法(抄)

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 略

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

○ 学校教育法施行令(抄)

第40条 法第109条第2項(法第123条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

○大学基準協会の評価基準

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 理念・目的 | 6 教員・教員組織 |
| 2 内部質保証 | 7 学生支援 |
| 3 教育研究組織 | 8 教育研究等環境 |
| 4 教育課程・学習成果 | 9 社会連携・社会貢献 |
| 5 学生の受け入れ | 10 大学運営・財務 |

②過去の大学評価の受審の状況

・平成19(2007)年4月 大学基準協会の大学基準に適合していると認定(H19.4.1～H24.3.31)

・平成24(2012)年3月 大学基準協会の大学基準に適合していると認定(H24.4.1～H31.3.31)